

令和 8 年 1 月 22 日

マージン率等に係る情報提供

株式会社 オリジン

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

記

- 1 派遣労働者数 6 人
- 2 派遣先事業所数（実数） 2 件
- 3 労働者派遣に関する料金の平均額 19,028 円  
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算) )
- 4 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,122 円  
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算) )  
計算方法 → (派遣労働者賃金支払総額 ÷ 派遣労働者総実働時間) \* 8 時間 =
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 31.0 %
- 6 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別  
労使協定を締結している（有効期間 令和 8 年 3 月 31 日）  
協定対象派遣労働者の範囲： 派遣就労全労働者
- 7 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項  
新規採用者基礎訓練、機械器具操作訓練、品質管理・品質検査訓練、リーダー育成訓練
- 8 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項  
弊社マージン部分については、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者的人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。